

令和8年第2回定例会 文教厚生委員会 委員長報告

ご報告申し上げます。

今期定例会において、文教厚生委員会に付託された案件は議案4件です。

その審査の結果につきましては、議長に提出したものの写しがお手元に配付されていると思いますので、ご参照ください。

当委員会は、6月10日に関係部課長の出席を求め、慎重に審査を行いました。

これより付託表の順序に従い、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

はじめに、議案第37号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

- 優先交渉権者を決定する中で委員会から付帯意見が付けられた。選定委員を完全に解任してしまうことで、今後、専門家からの意見を聞かなくてもよいのか、との質疑に、
- 選定委員会の所掌事務は、特定事業の選定及び最優秀提案者の決定までであり、令和8年3月をもって、優先交渉権者の決定まで至ったため、役割を終えたと判断している。今後、専門的な知見が必要な場合は、必要に応じて選定委員に連絡を取ることも検討している、との答弁。

○選定委員会の内容、回数、実績は、との質疑に、

- 令和7年度において3回実施している。初回は、令和7年5月7日に特定事業の選定で諮問し、当日、答申をいただいた。2回目が令和7年7月3日に、民間事業者の選定で諮問し、公募資料の中身の精査を実施した。3回目が令和8年3月13日に、最優秀提案者の選定で最終的な答申をいただき、3月19日をもって優先交渉権者の決定に至った、との答弁。

他にさしたる質疑なく、採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号 狭山市立学校給食センター条例の一部を改正する条例について申し上げます。

- 学校給食費の額について、「教育委員会の規則で定める」とあるが、議決案件としないのはなぜか、との質疑に、

●物価高騰や国の補助金、動向を踏まえ毎年改定を行う予定であることから、規則で定めることとした、との答弁。

○給食費改定の際には、文教厚生委員会にも報告されたい、との意見。

○システム改修の進捗状況、給食費の収納率及び未納額は、との質疑に、

●システム改修については、優先交渉権者を決めているところである。給食費の収納率については、暫定値であるが、令和7年度は99.79%、未納額は令和8年5月末現在で約372万円である、との答弁。

○経済的困窮者に対し、就学援助の案内を周知する考えは、との質疑に、

●経済的困窮者に対しては、関係部署と連携し制度の周知を図っていききたい、との答弁。

○学校給食運営委員会の業務及び構成は、との質疑に、

●業務については、給食の管理及び給食費の改定を行っている。委員は、学校長、学校給食主任、学校医、PTA会長や市民からの公募により構成されている。委員の定員は15名で、現在は12名である、との答弁。

○公会計化に伴い債権譲渡できない条件は、との質疑に、

●住所氏名を把握していない、債権の発生時期、発生額を把握していない、現在も定期的に催告を行っていない、納付の記録交渉がないといった場合は、債権の譲渡はできない、との答弁。

○債権放棄については、一定の判断基準により、公会計化を進めていただきたい。徴収業務については、未納期間が長くなならないよう、早めに対応を取られたい、との意見。

○学校給食費を適正に管理する台帳はどこで管理するのか。また、台帳に記載される項目及び管理期間は、との質疑に、

●台帳は学校給食センターで管理を行う。記載される項目については、住所氏名、債権の時期、額、催告の日付、納付の交渉記録等で、管理期間は条例可決後に検討する、との答弁。

○公会計化により、学校給食費の未納額及び不能欠損額について、決算資料に明記されるのか、との質疑に、

●未納額及び不能欠損額は全体の合計額が記載される、との答弁。

他にさしたる質疑なく、採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号 令和8年度狭山市一般会計補正予算（第1号）歳出3款民生費、4款衛生費、10款教育費及びこれらの歳出に関連する歳入16款国庫支出金、17款県支出金について申し上げます。

○生活保護の追加支給について、転出により、現在、狭山市にいない、または、死亡している場合の取り扱いは、との質疑に、

●転出された方については、条件を満たしている場合追加支給の対象となる。また、死亡している方については、条件を満たしていても追加支給の対象とはならない、との答弁。

○転出した方には狭山市から連絡を取って追加支給をするのか、との質疑に、

●周知の方法については、国がホームページで制度の概要や申出の提出窓口の案内、市がホームページと広報紙で周知することとなっているため、条件を満たしている場合は追加支給の対象となるが、転出した方に狭山市から直接連絡を取ることはない、との答弁。

○追加支給の対象者数と、支給時期は、との質疑に、

●現在受給中の約960世帯は、8月から9月を目途に支給を、廃止済みの約1,000世帯は、8月から9月を目途に受付を開始したい、との答弁。

○転出した方で、追加支給の申出がない場合に、狭山市から連絡をすることはできないのか、との質疑に、

●対象が1,000世帯あることと、転出後の居住地等を調査する必要があり困難である、との答弁。

○今後、受付を行う中で、申請数が少ない状況を把握した場合等は、対応を検討されたい、との意見。

○現在受給中の方は、手続きなく追加支給されるのか。また、追加支給分は収入認定されるのか、との質疑に、

●受給中の方については、手続きの必要はないが、廃止済みの世帯は申出が必要となる。

今回の追加支給については、収入認定の対象とはならない、との答弁。

○現在受給中の方で、転入前の市区町村でも受給していた方については、該当の市区町村で追加支給の申出ができる可能性があることを周知していただきたい、との意見。

他にさしたる質疑なく、採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号 令和8年度狭山市介護保険特別会計補正予算（第1号）については、質疑なく、採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、当委員会の決定どおり、よろしくお願い申し上げます。